

令和2年第2回町議会定例会会議の経過 (6月12日)

- 議 長 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。  
(午前9時00分)
- 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。  
初めに、都市整備課長より発言を求められておりますので、都市整備課長、  
よろしく願いいたします。
- 都市整備課長 おはようございます。  
昨日の議案第46号及び第47号につきましては、一部不備な点がございましたので、お手元にお配りいたしました資料と差し替えいただきますよう、  
お願いいたします。  
御迷惑をおかけして、誠に申し訳ございません。
- 議 長 次に福祉課長より発言を求められておりますので、福祉課長、よろしく願  
いいたします。
- 福 祉 課 長 おはようございます。  
昨日の山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例の制定についての熊澤議員の御質問の中で、放  
課後児童支援員の設置基準の質問の答弁において、設置の基準はありません  
と答弁しましたが、支援の単位ごとに2人以上。ただし、このうちの1人を  
除き補助員が替えることができると訂正させていただきます。  
なお、支援の単位とは、1単位おおむね40人以下となりますので、40人ま  
では、支援員が最低1人必要ということになります。また、当町では、110  
人の定員となっておりますので、支援員資格保持者が3人必要となります。  
どうもすみませんでした。
- 議 長 それでは、日程第1、議案第39号山北町原耕地地区地区計画の区域内にお  
ける建築物の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。  
なお、本件につきましては、総務環境常任委員会に付託しておりましたの  
で、総務環境常任委員会の審査報告を委員長より求めます。  
議席番号1番、瀬戸恵津子総務環境常任委員会委員長。
- 1 番 瀬 戸 皆さん、おはようございます。

それでは、総務環境常任委員会の審査報告を申し上げます。

令和2年6月11日、午前10時50分から役場401会議室において、委員7名及び町長、副町長、都市整備課長の出席を得て、総務環境常任委員会を開催し、令和2年6月10日の本会議で当委員会に付託されました「議案第39号山北町原耕地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」審査しましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。

出席者、瀬戸委員長、山崎政司副委員長、瀬戸顯弘委員、瀬戸伸二委員、児玉洋一委員、堀口恵一委員、富田陽子委員。町側出席者としまして、町長、副町長、都市整備課長でございます。

それでは、報告します。これまでの経過説明の後、直ちに質疑に入りました。

瀬戸顯弘委員。当初町は、原耕地地区において用途指定して、地区を活性化していくとの説明だったと思うが、それがなぜ地区計画に変更となったのか。

都市整備課長。当初は用途地域の指定を目指していましたが、神奈川県と調整した結果、人口減少の中で新たな用途地域の指定は難しい状況でしたので、方針を変更し、地区計画の策定を目指したものです。

瀬戸顯弘委員。地区計画にした理由は分かったが、用途を指定しようとしていたエリアは原耕地地区の全体とと思っていた。地区計画に変更したことで、1ヘクタールとなったのか。

都市整備課長。第3次土地利用計画内の特定土地利用計画において、産業系として土地利用を検討しているエリアは1ヘクタールとなっています。そのため、用途地域を指定しようとしていた面積も1ヘクタールで考えていました。

児玉洋一委員。緑化率の最低限度を10%とすることで、現状の緑化率20%からの差分10%を活用できると思うが、現状で何か活用する考えはあるのか。

都市整備課長。現状では具体的な内容は聞いていません。

児玉洋一委員。昨日の本会議での説明の中で、500平米以下の建物に限るとの説明があった。500平米というとかかなり大きな土地となると思うが、そんなに使えるものか。

都市整備課長。現状で活用できるエリアは、大型店舗立地法による駐車場の制限も受けており、それほど多くは使えません。

児玉洋一委員。商業施設内で地区施設として指定される緑地は10%と考えていいのか。

都市整備課長。そのとおりです。

堀口恵一委員。今回の対象エリアは1ヘクタールと限定しているが、今後エリアの拡大等の考えはあるのか。

都市整備課長。今回の計画は、土地利用計画に基づき1ヘクタールのエリアと限定しています。今後の予定については未定です。

冨田陽子委員。図面中に水路界と表示されている箇所があるが、当該地の生活排水はこの水路に流すことになるのか。

都市整備課長。当地区は下水道が整備されているので、生活排水は下水道に流します。水路に流すことはありません。

瀬戸顯弘委員。第10条の垣やさくの構造について、「ただし書き」にある「町長が認めたもの」とは、どのようなものを考えているか。

都市整備課長。今は特に考えていません。

堀口恵一委員。今回の条例化によるメリットはどのような点か。

都市整備課長。企業立地の促進を図ることで、近隣住民の利便性の向上や、生活環境の向上が見込めます。

瀬戸恵津子委員。第12条の罰則だが、「相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったとき」とは、どのような状況を考えているのか。

都市整備課長。具体的なことは考慮していませんが、救済措置として、この文言を入れています。

瀬戸伸二委員。緑化率について、今後、緑地は減っていく一方でよいのか。

都市整備課長。地区施設とした緑地は保全されておりますし、緑化率の最低限度を10%と定めているため、新たに建築する面積に対しても10%は緑地にする計画となっています。

以上で質疑を終了し、「議案第39号 山北町原耕地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」は、全員賛成で了承されました。

以上です。

議 長 付託議案に対する常任委員会の審査報告が終わりましたので、議案第39号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論がないので、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第 39 号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第 39 号は原案どおり可決されました。

日程第 2、議案第48号 山北町人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 おはようございます。

議案第48号 山北町人権擁護委員の推薦について。

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 2 年 6 月 10 日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、石田玲子。住所、山北町向原2089番地。生年月日、昭和29年 3 月 22 日。

氏名、小高達夫。住所、山北町山北2782番地 7。生年月日、昭和25年 4 月 17日。

任期、令和 2 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日。

提案理由でございますが、山北町人権擁護委員として、石田玲子氏と小高達夫氏を推薦したいので、提案するものです。

議 長 提案者の説明が終わりましたので、議案第48号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第 48 号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第 48 号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第 3、報告第 9 号 令和元年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第 9 号 令和元年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和元年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 10 日提出。山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当のほうから説明させていただきます。

議 長 企画政策課長。

企 画 政 策 課 長 それでは、報告第 9 号 令和元年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

1 ページ、おめくりいただきたいと思いますが、本報告案件につきましては、令和 2 年 3 月定例会の令和元年度山北町一般会計補正予算（第 7 号）の繰越明許費で全て議決を頂いているものでございますが、地方自治法施行令146条第 2 項の規定によりまして、本定例会で御報告するものでございます。

6 款商工費、1 項商工費、中小企業・小規模企業復旧支援事業は、国の補正予算に伴い繰り越したもので、7 款土木費、2 項道路橋梁費、町道維持補修事業は、トンネル等長寿命化修繕計画策定や橋梁等修繕を繰り越したものでございます。道路新設改良事業につきましては、関係機関との調整に時間を要したため、ぐみの木松原先線修正設計や町道塩沢線の測量工事費を繰り

越したものでございます。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、小災害復旧費につきましては、農地災害の関係を繰り越したもので、3項観光施設災害復旧費、小災害復旧費につきましては、中川バーベキューセンター等の復旧費を繰り越したものでございます。

説明は以上でございます。

議長 報告ではありますが、質疑がある方はどうぞ。  
質疑がないので、報告第9号については、終わりにいたします。  
次に、日程第4、報告第10号 令和元年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 報告第10号 令和元年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告について。

令和元年度山北町土地開発公社の事業報告及び決算報告について、地方自治法施行令第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和2年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 企画政策課長。

企画政策課長 それでは、報告第10号 令和元年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告について、御説明させていただきます。

なお、これから御説明する事業報告及び決算報告につきましては、先月5月22日に開催いたしました山北町土地開発公社理事会において、承認されたものでございます。

1ページを御覧いただきたいと思います。

令和元年度山北町土地開発公社事業報告書について、御説明申し上げます。

初めに、1の事業概要でございますけれども、1点目といたしまして、公社単独事業といたしまして、平山工業団地で未分譲となっていた1区画を売却いたしました。また丸山地区住宅用地を8区画売却し、駐車場として整備した2区画につきましては、町へ無償譲渡いたしました。

2点目といたしまして、公社の経営健全化を図るため、丸山地区住宅用地に係る短期借入金を償還いたしました。

3点目といたしまして、公社の資産活用事業として、国債による運用を図りました。

次に、2の庶務事項でございますけれども、(1)の理事会議決事項につきましては、議案第1号の平成30年度事業報告及び決算認定から、議案第9号の補正予算(第7号)まで9つの議案について、理事会で議決されました。

(2)の登記事項につきましては、土地開発公社の理事の変更登記でございます、平成31年4月に登記を完了しております。

(3)の役員に関する事項につきましては、理事が1名就任、1名辞任。監事が1名就任となっております、役員は、現在12名という状況でございます。

次に、2ページを御覧いただきたいと思います。

令和元年度山北町土地開発公社貸借対照表について、御説明申し上げます。

初めに、資産の部でございますけれども、Ⅰの流動資産といたしまして、現金及び預金から未収収益まで、流動資産の合計は3億956万4,044円でございます。

次に、Ⅱの固定資産でございますが、投資その他の資産として、投資有価証券から長期事業未収金まで、投資その他の資産合計及び固定資産合計は4億9,883万2,905円で、資産合計といたしましては8億839万6,949円でございます。

次に、負債の部でございますが、Ⅰの流動負債といたしまして、短期借入金から前受収益まで、流動負債合計は3億580万5,581円でございます。

次に、Ⅱの固定負債といたしまして、預り保証金120万円でございます、負債合計は3億700万5,581円でございます。

次に、資本の部でございますけれども、Ⅰの資本金につきましては、基本財産が100万円、次に、Ⅱの準備金については、前期繰越準備金は4億1,141万5,293円で、当期純利益につきましては、8,897万6,075円でございます。

そして、準備金合計といたしまして、5億39万1,368円となりまして、資本合計として、先ほどの資本金100万円を加えまして、5億139万1,368円と

なり、負債資本合計といたしまして、8億839万6,949円でございます。

ただいま、御説明いたしました貸借対照表の資産の部、Ⅱの固定資産の長期事業未収金2億5,846万9,823円。これにつきましては、町土地開発公社が町に代わって代行取得した公有用地の未収金でございまして、今後、町から公社に償還される金額でございます。

Ⅰの流動資産の事業未収金にあるように、町からは、毎年1,986万円の償還がございますので、長期事業未収金につきましては、あと13年で解消される予定となっております。

また、資本の部、Ⅱの準備金の当期純利益8,897万6,075円につきましては、毎年、収入として見込んでおります東京電力の線下補償のほかに、平山工業団地の分譲が完了したことや、丸山住宅用地売却などが主な要因でございます。

次に、3ページを御覧いただきたいと思っております。

令和元年度山北町土地開発公社損益計算書について、御説明申し上げます。

初めに、Ⅰの事業収益といたしまして、土地造成事業収益から補助金等収入まで、事業収益の合計は3億8,956万5,686円でございます。

次に、Ⅱの事業原価につきましては、土地造成事業原価が2億9,260万101円で、事業総利益は9,696万5,585円でございます。

次に、Ⅲの販売費及び一般管理費につきましては874万870円で、事業利益といたしましては、8,822万4,715円でございます。

次に、Ⅳの事業外収益につきましては、受取利息と有価証券利息で、事業外収益の合計は198万460円でございます。

次に、Ⅴの事業外費用につきましては、支払利息が122万9,100円でございます。また、経常利益といたしまして、8,897万6,075円で、当期純利益についても同額でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

令和元年度山北町土地開発公社キャッシュ・フロー計算書でございます。

この計算書につきましては、これまでに御説明いたしました貸借対照表、損益計算書のうち、1年間の現金の収支の流れについて、示したものでございますので、後ほどお目通しを頂きたいと思っております。



また、5ページ以降につきましては、これまで御説明した内容に係る土地開発公社経理基準要綱に基づく附属明細表でございますので、こちらにつきましても、後ほど、お目通しをお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

議長 報告が終わりましたので、報告第10号について、報告ではありますが、質疑のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12番 富田 12番、富田です。

先ほどの御説明で収益のほうが高松山からの線下補償という御説明がありましたが、12ページの保有土地の賃借等収益の、この高松山、つぶらの、清水の場所は、東電の線下補償ということでよろしいでしょうか。

議長 企画政策課長。

企画政策課長 12ページの事業収益明細表の下のほうになりますけれども、附帯等事業収益、保有土地賃貸等収益の高松山事業用地事業収益、こちらと、その下のつぶらの事業用地事業収益につきましては、東京電力の線下補償と、あと東電の鉄塔敷きの関係の地代でございます。

議長 富田陽子議員。

12番 富田 すみません。ちょっとお伺いしたいんですが、議会報告会等でつぶらのの事業用地について、グランピングが来るけど、今どうなっているんだとか、地域内外からそういった声を聞かれるんですけども、現在の状況はどうなっていますでしょうか。

議長 企画政策課長。

企画政策課長 議員おっしゃるように、現在つぶらの事業用地について、グランピングをやりたいという事業者の方がいらっしゃいまして、いろいろ土地開発公社の理事長も含めて、いろいろ今調整をしているところでございます。

一部、当初計画していた計画があったわけでございますけれども、若干資金繰りの関係で、規模をちょっと若干縮小したいというようなお話がございまして、現在、その規模を縮小した計画について、今後土地開発公社の理事会の中で、その事業者のほうからプレゼンというか、提案をしていただくというような形になってございまして、公社の理事会でおおむね了解が得られ

たら、地元の方にちょっと具体的な説明に伺いたいというふうに考えております。

議長 富田陽子議員。

12番 富田 その時期は、大体どれぐらいになるんでしょうか。

議長 企画政策課長。

企画政策課長 事業者からの提案というか、土地開発公社の理事会で提案されるのが7月の頭に予定してございますので、できるだけ早く地元のほうにも話を下ろして行って、計画について具体的に進めていきたいというふうに考えております。

議長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、報告第10号は終わりとさせていただきます。

日程第5、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動として別紙のとおり、議員を派遣することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、別紙のとおり議員を派遣することといたします。

なお、閉会中変更があった場合は、議長にお任せ願いたいと思います。

日程第6、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもちまして、全日程を終了いたしましたので、令和2年第2回山北

町議会定例会を閉会いたします。

それでは、9時45分より全員協議会を開催しますので、401会議室にお集まりください。  
(午前9時28分)